

学科教本 訂正表

法改正に伴い、『学科教本』を下記のとおり訂正いたします。

◆ 6 ページ 『17. 自転車 ■ 普通自転車』を下記のとおり変更します。



■ 普通自転車

四輪以下の自転車(他の車をけん引していないもの)で、車体の大きさや構造が下記の基準に適合するものをいいます。

- 長さ 190 cm 以内、幅 60 cm 以内。
- 側車を付けていない。(補助輪は除く。)
- 運転席が一つでそれ以外の乗車装置がない。(幼児用座席を除く。)
- ブレーキが、走行中簡単に操作できる位置にある。
- 歩行者に危害を与えるおそれのある鋭利な突出部がない。

※ 三輪自転車タクシー(ペロタクシー)や、「タンDEM自転車」は普通自転車には該当しません。

※ 四輪以上の自転車でも一定の基準に該当するものは普通自転車と同様に、自転車道を通行できます。


◆ 7 ページ 『38. 歩行者』を下記のとおり変更します。

38. 歩行者

道路を通行している人をいいます。また、つぎの人も歩行者として扱われます。

- 小児用の車、身体障がい者用の車いす、歩行補助車などを用いて通行している人
- 自動二輪車や二輪の原動機付自転車、二輪や三輪の自転車を押して歩いている人
- 他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当する車両を押して歩いている人


※②③については、エンジンをかけているものや他の車をけん引しているもの、側車付のものは除かれます。



◆ 31 ページ 『① 規制標識』に下記を追加し、以降の番号を繰り下げます。

34 許可車両専用

特定車両停留施設を示しています。標示板に表示された自動車で、道路管理者の許可を受けたものは停留することができます。




路線バス・貸切バスなど タクシー トラック (この場合バス・タクシー)

◆ 38 ページ 『5 車輪止め装置取付け区間があることを示す標示板』を削除し、以降の番号を繰り上げます。

◆ 83 ページ 『① 初心運転者標識』を下記のとおり変更します。

① 初心運転者標識 (初心者マーク)



- 準中型免許を受けてから1年を経過しない初心運転者が準中型自動車を運転するとき。
- 準中型免許を受けてから1年を経過しない初心運転者が普通自動車を運転するとき。
- 普通免許を受けてから1年を経過しない初心運転者が普通自動車を運転するとき。

< 初心者マークの表示が免除される主な場合 >

- 普通免許取得後2年以上経過して準中型免許を取得した場合。
- 免許を受けた日より前(6か月以内)に、同じ免許を1年以上受けていたことがある場合や同じ車種を運転できるほかの免許を受けていたことがある場合。

◆ 84 ページ 『2 初心運転者標識や仮免許練習標識などを表示している車の保護』を下記のとおり変更します。

- 初心者マークを付けた普通自動車
 - 初心者マークを付けた準中型自動車
 - 高齢者マークを付けた普通自動車
 - 聴覚障がい者マークを付けた準中型自動車または普通自動車
 - 身体障がい者マークを付けた普通自動車
 - 仮免許練習標識を付けた自動車
- ※ 聴覚障がいのある運転者は警音器の音が聞こえないことがあるので、安全に通行できるよう配慮しましょう。

◆ 212 ページ 『2 車輪止め装置と車輪止め標章が取り付けられたとき』を削除し、以降の番号を繰り上げます。